

## 赤羽イノベーションサイト施設公開時間利用上の注意事項

---

赤羽イノベーションサイト（以下、AIS）の施設公開時間のご利用につきまして、以下内容をご理解いただき、ルールを守ってのご利用をお願いいたします。利用上で問題等が生じた場合には、ご利用を制限させていただく場合がございます。

### AIS の利用ルールについて

#### ①利用目的

AIS は、新たな産業の担い手の育成、創業及び新規事業への参入支援並びに北区観光の魅力の発信を推進することにより、地域産業の活性化を図る施設です。

そのため、施設内で上記の目的に沿った様々なイベント等が開催されますが、その他の時間は、「施設公開時間」として、「東京都北区赤羽イノベーションサイト施設公開時間使用登録通知書」（以下、通知書）を交付された個人（以下、利用者）の方が利用することができます。

**登録できる方は、地域産業の活性化に寄与する事業を行う方と区内で創業しようとする方です。**

AIS での住所登録、法人登記、郵便物や宅配便の住所利用はできません。

#### ②利用登録

利用登録を行う方は、本注意事項に同意した上で、「東京都北区赤羽イノベーションサイト施設公開時間使用登録申請書」（以下、申請書）をご提出ください。

併せて、本人確認書類（運転免許書、パスポート等）を窓口で原本をご提示ください。不備がある場合は利用登録を致しかねます。

利用期間は、登録した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 3 年間です。（例：登録日 2025 年 1 月 31 日の場合は、2028 年 3 月 31 日まで。登録日 2025 年 4 月 1 日の場合は 2029 年 3 月 31 日まで）

#### ③利用方法

通知書に記載された登録番号を記入した受付表を窓口に提出し、入館時間を窓口スタッフが記入した受付表を携帯して AIS イベントスペースをワークスペースとして利用することができます。退館時に受付表を窓口スタッフにお渡しください。利用料は無料です。

#### ④利用可能時間

AIS でイベント等を実施していない時間（準備及び片付けを含む）を除く、開館時間に利用することができます。

<開館時間>

火曜日～土曜日（年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く）

10 時～20 時

(月曜日が祝日の場合はその月曜日に開館し、次の平日に休館します)

#### ⑤館内マナー

- ・共有物・レンタル機器・レンタル備品などは譲り合ってご利用ください。
- ・施設内での盗難につきましては一切の責任は負いませんので、貴重品等は各自で管理をお願いします。
- ・携帯電話をご使用の方は、周囲に十分ご配慮ください。
- ・ワークスペース等では、話し声や音などには十分注意してご利用ください。
- ・テーブルが汚れた場合など、各自で片付けをお願いいたします

#### ⑥駐輪場・駐車場について

AIS専用駐車場・駐輪場はございません。近隣のコインパーキングや駐輪場をご利用ください。

#### ⑦飲食について

利用中のスペースで水分補給を行っていただくことは可能です。食事をすることも可能ですが、においが強いものなどはご遠慮ください。

#### ⑧備品利用

施設及び施設の什器備品に関して適切な利用を行い、利用した什器備品は、必ず元の配置に戻してください。

利用できる什器備品等は以下になります。

延長コード、ホワイトボード、コルクボード、ディスプレイなど

書籍類は、施設内で閲覧することは可能ですが、施設外へ持ち出さないでください。

#### ⑨禁止事項

以下の行為を禁止します。

- ・申請書に虚偽の事項を記載すること。またこの注意事項を守らない行為。
- ・利用登録している方以外の入館を補助したり、利用資格を第三者に譲渡、貸与すること。
- ・危険物や動物、北区が不相当と判断したものを施設に持ち込むこと。
- ・共有スペースや通路に荷物を放置すること。
- ・他の利用者の所有物を勝手に使用したり、他の利用者の所有物や本施設の備品類を持ち帰るなどの盗難行為。
- ・施設内での喫煙、飲酒。また時間外の利用及び横臥、座り込み、仮眠。休館日の利用。
- ・他の利用者の迷惑となる大きな声等による私語、打ち合わせ、電話による会話(お互い様での利用)。
- ・本施設の信用を失墜する行為、言動、近隣の迷惑となること。
- ・暴力団や社会的に非難されるべき関係者・関係団体もしくは政治・宗教等に関わる者、組織の利用。
- ・本施設内もしくは施設利用に関する利用者等に対する過度な営業行為。

- ・本施設での物販行為。
- ・その他、利用に適切ではないと北区が判断した場合。

#### ⑩損害賠償

本施設の利用において、什器備品の破損や破壊、紛失等によって修理や買い替えが生じた場合、利用者が実費にて費用負担をお願いします。

また、利用者が故意または過失によって北区または第三者に損害を与えた場合には、損害を与えた利用者が一切の賠償の責任を有します。また、施設内での盗難、紛失等は利用者の自己管理・自己責任において各自が負担となります。

#### ⑪免責

天変地異、火災等の災害、電気等の故障、盗難による損害などについて、北区は重大な過失がない限り利用者に対して賠償の責を負いません。また利用者の利用登録の中断や終了は北区が権限を有しており、それによって利用者が損害を受けた場合も利用者に対して賠償の責を負いません。

#### ⑫その他

本注意事項に定めのない事項については、北区の指示に従ってください。  
本注意事項は更新することがあります。

**同施設は、利用者みなさまのご協力、ご理解の上で運営しております。**

**お互いに気持ちよく施設をご利用いただけるようご協力をお願いいたします。**

2025年1月31日

東京都北区赤羽イノベーションサイト 所長